

# 地域の特性を考慮した診療報酬点数について

## 第1 現状と課題

現行の診療報酬点数は、離島等における医療機関について以下の「第2 診療報酬上の評価」に掲げる配慮を行っているものの、基本的には全国一律の点数設定をしており、どこに住んでいても同一の金額で医療を受けることができる制度としている。

こうした全国一律の診療報酬の評価ではなく、地域の特性を考慮して地域ごとに異なる点数とすることについては、

- (1) 同一の医療サービスを受けても、住んでいる地域により、患者の負担金額が異なる。
- (2) 診療報酬点数が高い地域においては、保険者負担も高くなる。

などの課題があるものと考えられる。

## 第2 診療報酬上の評価

現在、地域の特性を考慮した診療報酬点数は、主に以下のものがある。

### 1 地域加算

- (1) 趣旨 医業経費における地域差に配慮したもの
- (2) 点数 入院1日につき、地域別(6種類)に18点~3点を加算

### 2 離島加算

- (1) 趣旨 離島における入院医療の応需体制を確保する
- (2) 点数 入院1日につき18点を加算

### 3 入院基本料の減算

(1)趣旨 医療法標準を一定の割合を超えて満たさない保険医療機関については入院基本料が減額となるが、離島等所在の保険医療機関については、医師確保の困難性の観点から、その減額の割合を小さくしている。

(2)点数 入院基本料について以下の表のように減額

	医師又は歯科医師の員数の基準	
	70 / 100 以下	50 / 100 以下
離島等以外	90 / 100	85 / 100
離島等所在	98 / 100	97 / 100

## 第3 論点

地域特性への配慮については、評価指標などが確立していないことから、引き続き検討するとして、今回の改定ではDPCにおける評価などに反映させることとしてはどうか。